

## ＜議事内容について＞

### 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更について（太秦安井山ノ内地区地区計画）

#### (1) 趣旨

太秦安井山ノ内地区は、「京都市都市計画マスタープラン」において、公共交通ネットワーク等とのつながりを重視し、地域に開かれた大学など学術研究機能を誘導するとともに、周辺生活環境との調和を図りつつ、学術研究機能と地域とが共存したまちづくりを促進する地区の一つとして位置付けており、京都市西部地域はもとより市全体の活性化に資する山ノ内浄水場の跡地活用を行うため策定した「山ノ内浄水場跡地活用方針」に基づき、平成25年7月に地区計画を定め、大学を中核とした複合用途機能の誘導やにぎわいの創出を図る取組を進めている。

この度、本地区のうちA地区において、①新たに市民の交流の場となる広場や緑地等、②壁面の位置の制限、③建築物の高さの最高限度、④建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めることにより、学術研究機能の更なる強化を図りつつ、周辺環境や景観と調和した右京区の新たなまちづくりの拠点整備を推進するものである。

#### (2) 変更の概要

##### ア 地区施設の配置及び規模

以下のとおり地区施設を新たに定める。

- ・ 広場 約2,810平方メートル
- ・ 緑地 約1,830平方メートル
- ・ 緑道 約2,460平方メートル

##### イ 壁面の位置の制限（A地区のみ）

建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、河川境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度について、以下のとおり変更する。

	変更前	変更後
御池通及び葛野大路通の境界線まで	10メートル	10メートル（変更なし）
西高瀬川の境界線まで	1メートル	10メートル
隣地境界線まで	2メートル	10メートル （一部2メートル）

##### ウ 建築物等の高さの最高限度（A地区のみ）

建築物等の高さの最高限度について、地区整備計画区域の一部を31メートル、それ以外の部分を20メートルとする。

##### エ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限（A地区のみ）

建築物の屋根、外壁の形状、色彩等、形態意匠の制限を新たに定める。

2 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（建築基準法第51条ただし書の適用）

産業廃棄物の中間処理業を行っている事業者が、今回計画敷地において、固形燃料であるRPFを製造する工場を新築する計画を立てている。

本計画において、新設する破碎機が、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号に規定する規模を超えることから、工場を新築するに当たって、建築基準法第51条ただし書に基づく許可が必要となるため、同規定に基づき本審議会に付議するものである。